

## (27) 特定外来生物防除等対策事業

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
環境省	本省と中国財務局の共同調査	100	100	-	-

事業の概要	我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす特定外来生物については、令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が改正され、生態系等に係る被害の防止、分布拡大の抑制・根絶及び生態系の回復に向けて、都道府県は我が国に定着した特定外来生物の被害の発生状況に応じ被害防止措置を講ずること、市町村は都道府県の施策に準じてそれに努めることとなった。国は地方公共団体が取り組む事業や活動の推進に必要な措置を講ずることとなり、交付金により支援を行っている。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	
1. 都道府県と市町村の連携について	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に従つて、 <b>都道府県と市町村が連携して事業に取り組めるように</b> 、環境省は適切に助言等を行うとともに、 <b>両者の連携方法等のより一層の具体化</b> を求めるべきを検討すべき。
2. 事業効果の適切な評価について	効率的・効果的な事業の実施に向けて、 <b>KPI・防除目標の策定及び事業終了後の評価が適切に実施されている地方公共団体がより優先的に交付されるように交付要領や審査基準等の見直し</b> を検討すべき。
3. 防除単価の把握・適正性について	<b>予算の効率的な活用の観点から</b> 、特定外来生物の対象種ごとの防除効果や防除単価が適切に把握できるように、環境省は、成果指標の例示を行いつつ、実績報告書にて報告を求めるなど、 <b>比較可能な形で防除実績の把握</b> に努めるべき。 その上で、適切な指標を活用した効果検証により、 <b>防除の効果を上げているモデル事例を収集・周知することで予算執行の効率化</b> を促すべき。 また、 <b>効率的な防除を行ラインセンティブが働くよう</b> 、防除単価が一定の金額を超える場合は、地方公共団体による予算の効率化に係る取組を勘案することや交付申請額から減額調整することなど、 <b>交付金額の審査方法や算定方法の工夫</b> を検討すべき。

反映の内容等	
1. 都道府県と市町村の連携について	都道府県、市町村間で切れ目のない防除を実施するために、 <b>都道府県が市町村ごとの特定外来生物等の生息状況及び被害状況に応じ、適切に被害防止措置を取りまとめて実施すること</b> を国から積極的に促すこととした。
2. 事業効果の適切な評価について	現在は審査基準において、「成果指標の妥当性」の項目を設けており、客観的・定量的なアウトプット及びアウトカム指標の設定、PDCAサイクルによる事業内容の改善に関する項目がある。今後は <b>KPI・防除目標の策定及び事業終了後の評価が適切に実施されている地方公共団体に対して交付金が優先的に交付されるよう、審査配点を引き上げるなど、審査基準等の見直し</b> を検討することとした。
3. 防除単価の把握・適正性について	防除単価については、防除のフェーズや地域の特性等により一定の乖離が発生するものの、 <b>費用を抑制するための工夫を行っている地方公共団体を優先的に採択できるよう、審査基準等の見直し</b> を検討することとした。 また、効率的・効果的な防除を実施している優良事例の横展開を目的とした説明会や環境省ホームページへの掲載を実施することとした。